第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府高槻市南松原町地内から同市京口町地内までの延長357ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道171号高槻市松原町地区及び京口町地区交差点改良事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道171号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、大阪府三島郡島本町、高槻市、茨木市等を経由して、神戸市に至る延長約69kmの主要幹線道路である。

大阪府高槻市における本路線は、高槻市中心部と一級河川淀川水系淀川左岸地域とを結ぶバス路線や同市内を循環するバス路線等として利用されていることから、沿線の地域住民の日常生活において広く利用されている。

しかしながら、本件区間は、総幅員18ｍの４車線道路であるものの、本件区間に存する八丁畷交差点及び京口町交差点は、右折車線がない、又は不足していることにより、右折車両が本線に滞留し、直進車両の走行が阻害されるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、本件区間に対応する自動車交通量は、三島郡島本町高浜地内で40,836台／日、高槻市野見町地内で27,744台／日であり、混雑度はそれぞれ2.07、1.26となっており、また、平成24年３月に起業者が任意で行った渋滞状況調査によると、八丁畷交差点（京都方面側）において最大渋滞長450ｍ、最大通過時間８分、八丁畷交差点（神戸方面側）において最大渋滞長160ｍ、最大通過時間４分であることが確認されている。

本件事業の完成により、右折車線の新設又は増設により、直進車両と右折車両の交通が分離されることから、本線交通流の円滑化による交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているシマヒレヨシノボリその他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されており、これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。なお、植物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、大阪府教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、右折車線の新設又は増設を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和44年４月24日に都市計画決定され、平成元年12月８日及び平成25年８月12日に変更決定された都市計画と、交差点部の隅切り等を除き、基本的内容について整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、右折車線がない、又は不足していることにより交通混雑が発生しており、交通混雑の緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、高槻市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大阪府高槻市役所

○国土交通省告示第四百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の五の項指定の有効期間欄中「平成二十二年三月九日」を「平成二十七年三月十日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十二年三月十日」を「指定をした日」に改め、同表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

レ　広島事務所　広島県広島市中区胡町四番二十一号